

会 議 報 告 書						
会 議 名	令和7年度第2回草津市あんしんいきいきプラン委員会					
開催日時	令和7年11月13日（木）14：30～16：00					
開催場所	草津市役所 2階特大会議室（ステージ側）					
委 員 員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	佐藤 卓利	出席	委 員	水谷 芳江	出席
	委 員	鈴木 孝世	欠席	委 員	寺嶋 和男	出席
	委 員	山本 博一	出席	委 員	柴田 弘三	出席
	委 員	奥野 八重子	出席	委 員	藤田 和孝	出席
	委 員	平野 正満	出席	委 員	松田 あや	出席
	委 員	加藤 文子	出席	委 員	三露 晶子	出席
	委 員	松永 将孝	出席	委 員	山口 敦子	出席
	副委員長	小川 義三	出席	委 員	今居 功	出席
	委 員	浜崎 亜矢乃	欠席	委 員	中出 高明	欠席
	委 員	山口 健太	欠席	委 員	吉岡 孝治	出席
事 務 局	健康福祉部：黒川部長					
	長寿いきがい課：堀井課長、田中課長補佐、三越課長補佐、林田副係長、松田主任					
	介護保険課：大西課長、木村参事、前田課長補佐、橋本係長					
	人とくらしのサポートセンター：田中所長					
そ の 他	傍聴者 1名					

1. 開会および挨拶、委員紹介

<草津市附属機関運営規則に基づき、本委員会が成立していることを報告>

<健康福祉部長から挨拶>

<委員紹介>

2. 議事

(1) 介護保険制度のしくみについて

事務局	資料1に基づき説明。
委員長	○相談先やサービスの種類など実際に当事者にならないと具体的な介護保険の仕組みがわからないが、草津市は毎年度、高齢者をささえるしくみを作成し、知ってもらおう努力をしている。高齢者をささえるし

	<p>くみについての質問でも良い。私もわからなかった点を事務局に聞いた。14ページ、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が載っているが、私のところに介護保険被保険者証が届いたが、負担割合証は届いていないので事務局の人に尋ねたら、負担割合証は要介護認定を受けた後にいただけるものだと言われた。わからないことは市の窓口や地域包括支援センターなど相談先があるので、聞いてほしい。</p>
委員	<p>○公費50%、保険料50%とある。市町村12.5%、都道府県12.5%、この割合は確定しているのか。</p>
事務局	<p>○市と県については、12.5%で確定している。6ページ「介護保険制度の仕組み」の円グラフの保険料をご覧いただきたい。国の負担金のうちの5%は、75歳以上の人口割合等の状況により第1号被保険者保険料の割合と調整されており、75歳以上の人口が多い保険者はより多くの負担金を国からもらえるが、75歳以上の人口が少ない場合は、国の負担が5%全額もらえない。</p>
委員	<p>○草津は75歳以上の方が少ないので、減額されるということか。</p>
事務局	<p>○令和6年度の調整交付金の5%にあたる部分は、草津市の場合、1.5%になっている。国の負担割合は20%、調整交付金は1.5%で21.5%が国の負担ということになる。</p>
委員	<p>○草津市の負担がその分増えるということか。</p>
事務局	<p>○第1号被保険者の保険料が増えることになる。</p>
委員	<p>○保険料の下の部分で23%と27%の区別はどのような内容なのか。人口比に基づき設定されるのか。</p>
事務局	<p>○国が期ごとに比率を決めている。40歳から64歳までの第2号被保険者にお支払いいただく比率が27%となっている。65歳以上の第1号被保険者にお支払いいただく比率は23%である。これらの比率は全国一律に期ごとに決められている。</p>
委員	<p>○公費50%と保険料50%のバランスは維持できているのか。</p>
事務局	<p>○厳密にいうと、公費50%の方はわずかに50%を下回っている。</p>
委員長	<p>○介護保険制度の大枠についての質問だったが、介護保険制度は、大変複雑な制度である。国の制度で税金と保険料の負担は社会保障審議会介護保険部会で審議をして、その結果として法改正になるというのが大まかな流れだが、草津市民としての立場から国に対してより良い</p>

	介護保険制度の実現のために声を上げることはできると思う。
委員	○今後の議論の進め方として、来年度、具体的に介護保険料などの議論になるのか。
委員長	○そのとおりである。

(2) 在宅介護実態調査について

事務局	資料2、資料2-1に基づき説明。
委員	○私は草津市内でデイサービスをやっており、介護報酬が変わらない中で10月に最低賃金が上がり、介護職員を多く確保しないとイケないが、働く人にとって介護の仕事は魅力を持ちにくいものでもある。草津市として、事業所が人材確保に向けた取組みをしやすいような施策をこの計画の中に盛り込んでもらえるとても嬉しいが、そういった計画はいかがか。
事務局	○今いただいた意見については、アンケート調査でお伺いできている。皆さんの意見を踏まえた結果、有効な施策等があれば検討していくという形になるが、介護報酬が少ない、処遇改善にあてる費用が少ないという部分は、全国一律の問題である。しかしその結果、草津市の介護従事者が他より少ないようであれば市として検討する必要があると考えている。第一に、国や県に対して要望しながら、市として課題等がある場合は、検討をしていく必要があると考えている。
委員	○草津市の介護職員が他市に流れていかないような、草津市の介護事業所で働く人が増えるような施策があると良いと思う。全国一律の問題であるのは十分にわかっているが、そういったものも考えていただけると嬉しい。
事務局	○ご意見として頂戴する。幸い草津市は近隣市に比べて介護職が減っている実情がないという状況でもある。自治体の独自施策は状況に応じてサービスを提供していくために必要であると思っているが、そういう状況ではない中で行うと自治体間の競争が激化するだけで本質が変わらない可能性があると思っているため、第一には国の制度、その上で状況に応じて草津市の課題があるのであれば皆さんの意見もいただきながら検討していく必要があると考えている。
委員	○調査対象ですが、「要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方」ということだが、更新

	申請・区分変更申請をしていない人を調査対象から省いているのはなぜか。
事務局	○この調査対象は、厚生労働省が示しており、第10期計画を策定するにあたり調査を行う中で、更新申請にあたっている方、もしくはご自身の意思等で区分変更の見直しを申請された方を対象としている。
委員長	○確認だが、各市が在宅介護実態調査を実施するが、基本的な調査項目は全国統一で厚生労働省が示しており、調査対象は全国一律のものとして指定されているという理解でいいか。
事務局	○そのとおりである。調査では丁寧な聞き取りが必要だという観点から、認定調査時に調査員が聞き取る方法を推奨されているため、改めて聞き取るのではなく認定調査のタイミングでアンケートを実施している。
委員	○要介護1から5まで認定区分があるが、アンケート回答者の要介護度は偏りなく、バランスがとれているのか。また、認定調査員とは、介護認定を決定する人たちのことを指しているのか。
事務局	○更新申請や区分変更申請、新規申請のタイミングでは、まだどの要介護度になるかわからないので、要介護度の分布はわからない。草津市の場合、研修等を受講した認定調査員が本人の状況を見に行き、その結果を踏まえて認定審査会で介護度が決まるので、現状を把握することができる職員ということで認識いただきたい。
委員	○更新や区分変更の申請を出されたタイミングで調査員が出向き、聞き取り調査をするということだが、この調査方法は効率が良いのか。
事務局	○草津市の人口規模では、国において、調査のサンプル数600人が必要だと推奨されており、順次申請のあった人からお伺いしている。
委員長	○10月1日から始まって、何件くらいの回答が集まっているのか。
事務局	○現時点で80件くらいである。
委員	○在宅介護実態調査はすでに10月1日から開始されており、草津市独自の項目が組み込まれているが、前回の委員会の際に項目内容の説明がなかったように思う。委員会の意見を次期計画に反映させる役割があると言われながら、委員の知らないところでこのようなアンケート調査をされているのは違うと思う。改めてアンケート内容を見ている中で、国が示しているものも当然あると思うが、資料2-1、3ページ、問12「訪問診療を利用していますか」の設問では、「回答1. 利用している 2. 利用していない」の下に、「訪問歯科診療や居宅療

	<p>養管理指導等は含みません」とあるが、なぜ訪問歯科診療はここに入らないのか。また、B票の間5「現在の生活を継続していくにあたって」というところは3つまで選択可となっている。アンケートの集計を誘導されていると感じる方もいると思う。それぞれ介護者の立場でこういう介護に困っているなど、非常に悩ましい質問だと思う。あくまでも厚生労働省の示している設問項目だと思うが、こういった点をこの委員会でなぜ議論できなかったのか疑問に思った。今後、介護サービス事業所向け調査が出てくると思うが、いつから開始されてどのような内容で、草津市独自の設問があるのかなども含めて、委員会で諮るべきだと思う。</p>
事務局	<p>○委員のご指摘のとおり、アンケート調査の項目をあらかじめ委員会に諮ったうえで実施するのが望ましいと考えているが、ご指摘の項目は、国の設問項目として定められている部分であり、追加で別の質問をすることは可能だが、市として変えることができない項目になっている。その理由としては、国もアンケート結果を入力することによって分析ツール等で一定の方向性など分析結果を出せるということから、国で定められている設問については変更が難しい形になっている。独自項目については、認定調査日に意見を聞き取るという一番丁寧なやり方をしようとするとう時間がかかってしまうという観点から、8月に国の調査項目が決定し、10月から開始しないと間に合わないため、実施したところである。</p>
委員	<p>○委員会での意見を反映できるよう国に言ってもらえないか。</p>
事務局	<p>○介護保険事業計画を策定するにあたって、市町村が委員会を開くことは国が定めているため、委員会の開催は国も知っている。しかし国は、認定調査と一緒に聞き取りするやり方を推奨している関係で時間がかかるため、皆様に諮る前の段階で実施させていただいた。第11期策定時は、在宅介護実態調査の内容も、市独自部分についてご意見をお伺いできるよう検討する。</p>
委員長	<p>○第11期は忘れずに引き継いでいただければと思う。</p>

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について介護保険制度のしくみについて

事務局	資料3と資料3-1に基づき説明
-----	-----------------

委員	○資料3-1、無作為で5,500人ということだが、これは在宅介護実態調査と同じように厚生労働省から示され、人口規模で決まっているのか。
事務局	○5,500人の根拠としては、国が示しているニーズ調査の手引きにおいて、信頼できる調査結果には1圏域あたり400件の回答が必要とされている。草津市は6圏域あるため、2,400件の回答が必要であるが、第8期や第9期計画での調査では60%程度の回答をいただいている。前回調査時においても5,500人を対象としていることから、今回も同様に実施したいと考える。
委員	○決められた人数に達しなかった場合は、この調査は無効になるのか。また、対象者が65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない方となっているが、要支援1、要支援2の方に関してはどういう扱いとなるのか。
事務局	○無効にはならないが、400件に満たない場合、信頼性が低くなる可能性がある。ただ、今までの回収率は60%程度のため、50%程度の回答をいただくと信頼できる調査結果となる計算である。また、対象者については、要支援1、要支援2の方も対象である。当調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加を把握することが目的のため、事業対象者と要支援1、要支援2の方、認定を受けていない65歳以上の高齢者の方を対象に実施する予定をしている。
委員	○問10(4)と(5)、介護保険料にかかる負担感に対して理由を答える設問は、介護保険料を算出する上で大切なデータになるのだと思うが、これはIDから個人を特定されて、所得と負担感とが関連付けられるのか。
事務局	○IDから個人の特定はできる。しかし、今回の調査で個人情報と紐づけを行う理由は、次期計画(第11期計画)の作成時に、今回調査を受けられた方が要介護状態になられているか等の把握を行うためであり、個人の収入などを調べる予定はない。
委員	○回答者の所得と負担感が分かれば、介護保険料を設定する際には有効なデータになるのではないのか。
委員長	○個人の所得は極めてプライベートなことであり、本人が自ら言うのは構わないが、調査側が把握することについては法律的に大きな制約があると思う。この調査には所得額の設問はない。質問は、IDから個人を特定し、その方の所得を把握することができるのかということだと思う。まず、それは制度的に可能なのか。

事務局	○税法上、できない。
委員	○せっかく負担感を尋ねても、その人がどのくらいの所得なのかは関連付けられないということになるのか。
事務局	○年収項目を設定することは可能である。ただ、経済的状況と負担感については、問1(3)経済的状況を問う設問と問10(3)介護保険料の負担感を問う設問のクロス集計を行うことで、具体的な所得までは分からないが、経済的状況について分析できる。
委員	○問7(7)「この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。同じ人には何度会っても1人と数えることとします」ですが、例えば「同じ人は何度会っても1人として数えます」のほうが分かりやすいと思う。また、問10(2)「自宅(在宅)で介護を受けたいと考える理由は何ですか」とあり、(1)では、「考える」と聞いている、(2)では「考えない理由は何ですか」となっている。これを「自宅(在宅)以外で介護を受けたいと考える理由は何ですか」とする方が分かりやすいと思う。問10(8)「支給限度額上乘せ」制度は注記を入れてほしい。
事務局	○問9(3)からが市独自項目となっており、問7(7)は、国のオプション項目になっているため、変更が出来ないが、問10(2)については、分かりやすい文章になるよう内部で検討する。「支給限度額上乘せ」制度は、全国的にしている市町は少ない状況のため、分かりやすいよう解説を入れる。
委員	○中学校区の高齢者数は圏域ごとに差があるが、各日常生活圏域において一律400件でよいのか。
事務局	○国のニーズ調査の手引きでは、日常生活圏域において400件の回答を得ることができると圏域ごとの比較ができるため、信頼できる調査結果が得られるというふうに位置づけられている。
委員	○問10(2)では、自宅で介護を受けたくない理由を聞いているが、選択肢の5「在宅サービスを利用するよりも、経済的に割安感があるから」という記載は、施設や病院で介護を受けるなど選択肢は他にもあると思うので、在宅サービスを利用するよりも経済的に割安感があるというのは、何となく違和感がある。それから問10(1)と問11(7)、我々専門職から見ると、介護を受ける場所と人生の最期を過ごす場所が違うのは分かるが、実際に一般の方がそのあたりをどのように捉えるのか、選択肢もよく似ている感じはあり、少し難しいように思う。また、もし独自のアンケート調査で入れられるのであれば、65歳以上の方でスマートフォンやインターネットを利用している人は多

	<p>くいると思うので、介護基盤の整備が進んで介護ポータルサイトなどが出てくると、行政とサービス事業者だけでなく利用者也活用できる。この調査で、情報収集するためにどのような媒体を利用しているかなどの設問があると今後の参考につながると思う。</p>
事務局	<p>○問10(2)割安感について、逆に割高感を感じる人もいると思うが、施設でも割安な施設もあるので一概に違うとは言えないと考える。事務局において表現を変えるなど検討する。問11(7)「人生の最期をどこで過ごしたいですか」について、市では人生最期をどのように過ごしていきたいか、自身や家族で見直すきっかけになるよう「未来ノート」という冊子を作っており、あえて「最期」という言葉を使っている。人生最期を迎えたい場所と介護を受けたい場所は異なることから質問を設けたいと考えている。</p>
委員	<p>○問11(5)外出支援について、前に訪問看護をしていたときに利用者が病院に行くための介護タクシーが少ないと言われていた。今は看護師が外出支援をしているところもあり、他の事業所でも保険外で実施しているところもあるため、介護タクシーのリストがあるといいと思った。</p>
事務局	<p>○草津市の外出支援サービスで利用できる福祉タクシーの一覧があるので、よろしければ帰りにお渡しする。</p>
委員長	<p>○介護タクシーとは、介護保険制度のサービスという意味か。</p>
事務局	<p>○介護保険制度ではなく、市独自の外出支援サービスがある。対象が要介護3～5の在宅高齢者で、タクシーの初乗り分の運賃分のチケットを年間24枚お配りしている。外出支援サービスは市が契約しているタクシー事業者を利用いただくことになる。</p>
委員	<p>○草津市独自の設問は内容が細かい。独自項目、問10(6)は、非常に前置きが長い。あくまでも必要な質問に対して答えてもらえるようにできるだけシンプルにして必要なことだけを書くように内容を考えていただく必要があると思う。我々は専門職なので共通用語として理解しているが、一般の市民の方には難しいので、そのあたりはしっかりと検討していただきたい。</p>
委員長	<p>○専門用語を理解していただくためには説明の文章は必要だが、アンケートを回答する方は、細かい説明を読むのは勘弁してということにもなりかねないという問題があると思う。事務局において検討いただきたい。</p>

3. 閉会